

精神医療審査会への退院請求の分析

○坂井七海、宮里瞳、直野慶子

精神保健福祉センター

1 はじめに

宮崎県精神保健福祉センター(以下、「当センター」)は、精神医療審査会事務局としての機能を有し、精神科病院に入院中の患者若しくは患者の代理人又は家族等から、退院請求及び処遇改善請求を受理している。今回は、令和元年度から令和3年度に受理した退院請求について分析を行い、請求の現状を把握し、今後当センターに求められる役割を考察した。

2 対象と方法

令和元年度から令和3年度に受理した退院請求162件を対象とし、請求に関する資料等をもとに対象者の概要、処理経過、退院請求の主訴などについて分析を行った。

3 結果

(1) 請求の内訳

全162件のうち、本人からの請求が146件(90.1%)、代理人からの請求が15件(9.3%)、家族等からの請求が1件(0.6%)であった。また、25件(15.4%)は、退院・処遇改善の同時請求であった。なお、1回で終了した請求は69件(42.6%)、複数回の請求は93件(57.4%)であった。

(2) 対象者(代理人・家族等請求の場合は入院患者)の概要

性別は、男性110人(67.9%)、女性52人(32.1%)であった。平均(±標準偏差)年齢は、54.0歳(±17.6歳)、年齢階級別では50代が最も多く47人(29.0%)、次いで70代が39人(24.1%)、40代が22人(13.6%)と続いた。入院形態は、医療保護入院147人(90.7%)、措置入院14人(8.6%)、任意入院1人(0.6%)であった。また、請求者の実人数は94人で、請求が1回の請求者は69人(73.4%)、複数回請求者は25人(26.6%)であった。

(3) 退院請求処理の経過

全162件のうち審査を行ったものが113件(69.8%)、取り下げ又は退院を以て対応終了が49件(30.2%)であった。審査結果は、「引き続き現在の入院形態での入院が適当」が104件(92.0%)、「入院形態の変更が適当」が5件(4.4%)、「合議体が定めた期間内に入院形態変更が適当」が2件(1.8%)、「入院継続は適当ではない」が2件(1.8%)、であった。なお、請求受理から結果通知までは、平均42.0日(±18.2日)であった。

(4) 退院請求の主訴

請求者自身が作成した請求書や、代理人が作成した退院請求申立書(以下、「請求書等」)に記載されている退院請求の趣旨や理由を、退院請求の主訴として分類した(表1)。なお、請求に直接的に関係のない事項や、意味の通じない事項が記

表1. 退院請求の主訴分類

カテゴリー	意味づけ	件	割合
1 退院してやりたいことがある	退院後、デイケア・治療・仕事・生活上のこと等何らかやりたいことがある	67	30.5%
2 病院や医療に対する不信・不満	医療や医療者への不信や不満、院内環境や処遇等に不満がある	28	12.7%
3 入院に納得がいかない	無理矢理入院させられた、入院が不当等	22	10.0%
4 症状が改善した	症状が改善した、良くなった等	14	6.4%
5 経済的問題	入院費にお金がかかる等	12	5.5%
6 自由がない	自由がない、院内ルールや拘束・閉鎖病棟で自由がない等	12	5.5%
7 入院の必要はない	何らかの理由で入院の必要はない	11	5.0%
8 人権侵害を受けている	人権侵害を受けている(暴力や侮辱等含む)	10	4.5%
9 地域に帰りたい	自宅・施設等地域に帰りたい	8	3.6%
10 入院期間が長い	長期入院に対する不満や、長期入院になることへの拒否感	8	3.6%
11 転院したい	他の精神科医療機関への転院希望	7	3.2%
12 病気ではない	そもそも病気ではない、健康・正常だ等	7	3.2%
13 入院環境が合わない	集団での入院生活が合わない、なじめない等	6	2.7%
14 その他・不明		8	3.6%
合計		220	100%

載されている場合は、了解可能な文言の中で、請求の主訴と読み取れる部分について整理した。また、1つの請求書等に複数の主訴が読み取れる場合は、その全てを分類しているため、請求件数と主訴の合計数は合致しない。

退院請求の主訴は14のカテゴリーに分類され、220件であった。1件の請求で1.36個の主訴があると換算される。また、上位3つを見ると、「退院してやりたいことがある」が67件(30.5%)と最も多く、次いで「病院や医療に対する不信・不満」が28件(12.7%)、「入院に納得がいかない」が22件(10.0%)となった。上位3つで約5割を占め、それ以外のカテゴリーについては、それぞれ5.0%前後と分散していた。さらに、虐待の可能性をうかがわせる内容と捉えることもできるカテゴリーの「病院や医療に対する不信・不満」と「人権侵害を受けている」は、計38件(17.2%)であった。

4 考察

実請求者人数のうち複数回請求者割合は26.6%で、全請求件数のうち複数回請求件数割合は57.4%であることから、約4分の1の請求者が、半数以上の請求を行っていることが分かった。これは、請求の結果に納得せずに請求を繰り返していることが一因と推測される。このことから今後は、人権擁護のため繰り返し請求する権利があることは伝えつつ、結果通知時には請求者に具体的な結果の説明を行い、請求者が少しでも結果に納得できるよう関わることや、入院や治療継続の疑問については病院側と十分にコミュニケーションを図るよう促す等、結果通知後も請求者をフォローしていく必要性が示唆された。

退院請求の主訴分類では、1件の請求で複数の主訴があること、上位3つのカテゴリーが約5割を占めそれ以外は分散していることから、請求の主訴は単一ではなく複雑であると推察され、請求者に応じて、個別性を持った細やかな対応が求められると考える。

精神科医療機関で、虐待が疑われる事案が発生した影響で、令和5年1月、2月に相次いで、厚生労働省から都道府県等に、精神科病院に入院している精神障害者への虐待防止や虐待が疑われる場合の指導監督について、更なる対応を求める旨の文書が発出される等、虐待への対応は喫緊の課題である中、虐待の可能性をうかがわせる内容と捉えることもできる退院請求の主訴は、計38件(17.2%)であった。入院者の声を直接聞き、退院請求を受理する当センターでは、請求者の訴えに真摯に耳を傾けることはもちろん、訴えを病院にフィードバックすることや必要時の実地指導の要請等、請求者が安心して入院治療が行えるような働きかけや、入院者の人権擁護のために積極的に取り組んでいく必要性があることが再確認された。

5 おわりに

今後も当センターに寄せられる入院者の声を受け止め、精神科病院に入院する精神障害者の人権が守られるよう、適切な退院請求の処理や精神医療審査会の運営に努めていきたい。また、複数回請求者については再請求に至る背景や、より適切な関わりや対応方法等の更なる分析や検討が必要であり、今後取り組んでいきたい。

<参考文献>

- 1) 国吉浄子他：「精神医療審査会への退院請求および処遇改善請求の分析～請求者の訴えに耳をすませて・・・わかったこと」、平成17年度全国センター長会会報、P114-115
- 2) 大曽根しのぶ他：「精神医療審査会への退院等請求の現状と精神保健福祉センターの役割について」、平成19年度全国センター長会会報、P138-139